

令和8年9月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

犬山市長 原 欣伸

市町村名 (市町村コード)	犬山市 (23215)	
地域名 (地域内農業集落名)	羽黒地区 (高橋南,高橋北,成海,蟬屋,八幡,川原口,城南,城中,城北,二日町,堀田,鳳町,稲葉, 朝日第一,朝日第二,外山,赤坂,安戸西,安戸北,起,西菊川,東菊川,椿,北野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月25日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農地転用を計画している農地を地域計画から除外

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
情勢の推移に伴う地域計画の変更について協議し、地域計画の達成に支障がないと判断した。 その他の方針については変更なし。
(2)農地中間管理機構の活用方針
変更なし
(3)基盤整備事業への取組方針
変更なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
変更なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
変更なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
変更なし